

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	260		
<b>産業厚生常任委員会記録</b>				
日時	令和 7年12月15日 (月)	開会 閉会	午前 9時55分 午後 0時08分	会場 総合保健福祉 センター2階 会議室1
出席者	委員長 吉野 寛招      副委員長 森田 收三 委員 西村 泰一      委員 宮田 志野 委員 森光 一晴      委員 高橋 立一 委員 高橋 祐平			
市側出席者	副市長 (梅原健一郎)      農林水産課長 (嶋崎 貴寿) 建設課長 (中川 雄大)      港湾政策推進監 (壹反田正好) 住宅・建築課長 (山岡 伸也)      上下水道課長 (大野 明) 福祉事務所長 (森光 澄夫)      長寿介護課長 (大崎 弘美) 健康推進課長 (國廣 哲也)      環境未来課長 (宮本 良二) 市民課長 (高橋 正恭)      総務課長 (松浦 すが)			
	【事務局】局長：久万 敏幸 事務局員 福本 恵美			
欠席者	なし		記録者	福本 恵美
<b>議 題</b>				
(1) 市議案について				
市議案第111号 須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について <b>原案可決</b>				
市議案第112号 須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について <b>原案可決</b>				
市議案第113号 令和7年度須崎市一般会計補正予算(第7号)について《分割》 <b>原案可決</b>				
市議案第115号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について <b>原案可決</b>				
市議案第116号 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算(第3号)について <b>原案可決</b>				
市議案第117号 令和7年度須崎市水道事業会計補正予算(第2号)について <b>原案可決</b>				

市議案第118号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について

原案可決

市議案第121号 工事請負契約の締結について

原案否決

(2) その他

産業厚生委員会記録《令和 7年12月15日》

○午前 9時55分 開会

\*~~~~~\*

○吉野委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより産業厚生委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

また、円滑な会議進行のため、議案に関係のない質問は控えるようお願いいたします。反対の意見があるときは、必ず反対の意思表示と理由を述べるようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業厚生委員会に付託されました議案の審査を行います。

---

市議案第111号 須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○吉野委員長＝まず、市議案第111号須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝おはようございます。

それでは、市議案第111号須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明申し上げます。議案書23、24ページでございます。

本議案は、旧東川内第1市営住宅跡地の高台用地の活用のため、東川内第1市営住宅及び第2市営住宅の集会所を解体することに伴い、東川内第2市営住宅の1室を集会所にするため、第3条の表中、東川内第2市営住宅の項の戸数を「54」から「53」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年1月1日から施行することとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第112号 須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例  
について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第112号須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝おはようございます。

市議案第112号須崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書は25ページ、26ページでございます。

本議案は、本年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災に伴い、林野火災予防の実効性を高めるために、消防庁が定める火災予防条例の例が改正されたことなどを踏まえ、火入れの中止、火の使用を制限するための気象情報の定義について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第14条第1項中、「異常乾燥注意報」を「暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に改め、同条第2項中、「認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「認められる場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合」に改めるものでございます。

また、別記様式第1号及び別記様式第2号についても、同条の改正などに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年1月1日から施行することといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第113号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について《分割》

○吉野委員長＝続きまして、市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○高橋市民課長＝それでは、市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、市民課所管分につきまして御説明をいたします。

別冊の令和7年度須崎市補正予算書の18ページを御覧ください。第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費の委託料99万円につきましては、戸籍の振り仮名記載に伴う戸籍情報システムの改修に係る委託料を計上いたしております。

次に、19ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第6目国民年金費の委託料61万6,000円は、令和7年度税制改正に伴う国民年金システムの改修に係る委託料を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝福祉事務所長。

○森光福祉事務所長＝おはようございます。続きまして、福祉事務所所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書18ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費335万4,000円の補正につきましては、社会福祉協議会運営補助金98万8,000円、あつたかふれあいセンター事業費更正236万6,000円でございます。それぞれ人事院勧告に関連する人件費の増額等によるものでございます。

次に、第2目障害者福祉費68万円の補正につきましては、障害者相談支援事業費の更正でございます。同じく人事院勧告に関連する人件費等の増額によるもの

でございます。

次に、19ページ、第3目障害者自立支援給付費3,775万円の補正につきましては、障害者総合支援法による介護給付、訓練等給付などの障害福祉サービス給付費3,000万円、更生医療、育成医療などの障害者自立支援医療給付費640万円、児童福祉法による障害児通所支援など障害児給付費120万円の更正等でございます。それぞれサービスや医療費の給付の増加によるものでございます。

次に、第4目障害者地域生活支援事業費125万円の補正につきましては、日常生活用具給付等事業費100万円の更正、社会参加支援事業費20万円の更正でございます。

続きまして、20ページを御覧ください。第3項生活保護費第1目生活保護総務費84万2,000円の補正につきましては、生活困窮者自立相談支援事業費44万円、生活困窮者就労準備支援事業費17万5,000円、生活困窮者家計改善支援事業費22万7,000円の更正でございます。人事院勧告に関連する人件費の増額によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝続きまして、長寿介護課所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書19ページを御覧ください。第3款民生費第1項社会福祉費第5目老人福祉費を御覧ください。老人福祉費更正1,296万6,000円のうち1,281万8,000円は、特別養護老人ホーム「葉山荘」の負担金の更正増で、入所者の長期入院の増加に伴う収入の減少、人事院勧告の実施に伴う人件費の増額によるものでございます。基金からの補填ができなくなったことが大きく影響をしております。高齢者おでかけ応援事業費更正増の460万円は、事業実績見込みによるものでございます。全額すきさがすきさ応援基金を利用しております。

次に、第8目介護保険推進事業費の介護保険特別会計繰出金452万6,000円につきましては、事業実績見込みによる更正増で、主なものとして介護給付費繰入金252万8,000円、事務費繰入金93万5,000円でございます。

次に、第9目指定介護予防支援事業費111万円の更正増は、主なものとして人事院勧告に伴う委託先の人件費となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝続きまして、環境未来課所管分につきまして御説明申し上げます。

別冊補正予算書21ページをお願いいたします。歳出の第4款衛生費第1項保健衛生費第3目環境衛生費の脱炭素先行地域づくり事業費更正5,827万5,000円につきまして御説明申し上げます。

脱炭素先行地域づくり事業費補助金更正5,827万5,000円につきましては、負担金補助及び交付金として増額補正するもので、内容につきましては、脱炭素先行地域づくり事業は、国の交付金を活用し推進しているところであり、内訳は2つの交付金になっております。一つが地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、すなわち再エネ交付金、もう一つが特定地域脱炭素移行加速化交付金、すなわちGX交付金となっており、それぞれ要綱により対象となるものが異なっております。

本年度事業の当初予算の計上に係る国への交付申請時には、本年度事業のうち、公共施設への蓄電池の設置に係る分についてはGX交付金として積算計上していましたが、国の交付要綱の変更により、本市の設置する容量の蓄電池12.8キロワットアワーにつきましては、容量が基準の20キロワットアワー以上を下回っていることから、再エネ交付金で申請すべきものとなったことから、国への交付申請内容について、並行して変更手続きを行ってまいりました。

このことから、本年度の本市の当初予算計上時には、GX交付金から蓄電池分を除外した上で積算した基礎額で、再エネ交付金とGX交付金との2つの交付金額が国から内示され、後に遅れて本年7月付で蓄電池分を積算した基礎額で再エネ交付金として増額変更された額で交付決定されました。

このことから、当初予算計上時には、その時点での内示額どおり、蓄電池分の積算基礎額分について計上されていないままの額として当初予算に計上しており、7月2日付にて国より蓄電池の積算基礎額分5,827万5,000円が増額更正され、変更交付決定がなされましたことから、今回同額を増額更正するものでございます。

次に、予算書6ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正でございます。3行目、アサリ貝等分析業務委託につきましては、クリーンセンター前の海岸から採取した貝の中に有害物質が含まれていないか検査することで、雨水などの流出による周辺海域への影響の調査を行っており、この業務につきましては、新年度開始前に受託事業者と契約を締結する必要があることから、議決日から令和8年度までの期間、110万円を限度額として債務負担行為を行おうとするものでございます。

また、同じく降下ばいじん分析業務委託につきましては、須崎市、住友大阪セメント、押岡地区の三者で交わされた公害防止協定に基づくばいじんの測定分析を行うもので、同様に、新年度開始前に受託事業者と契約を締結する必要があることから、議決日から令和8年度までの期間、97万5,000円を限度額として債務負担行為を行おうとするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝それでは、令和7年12月補正のうち農林水産課分について御

説明いたします。

別冊補正予算書の21ページでございます。第6款農林水産業費第1項農業費第2目農業総務費2万円の補正につきましては、農業活性化支援基金積立金と農業後継者育成基金積立金の利子の積立てでございます。

次に、第3目農業振興費は770万円の減額補正でございます。その内訳につきましては説明欄のとおりでございますが、まず、多面的機能支払交付金事業費につきましては110万3,000円の減額更正でございます。

それから、こうち農業確立総合支援事業費は560万4,000円の減額。この事業は県の補助事業でございますが、JA土佐くろしおが申請しておりました集出荷施設のミョウガ搬送ラインの蓋掛け装置・段積み装置が審査の結果、不採択となりましたので、県の補助事業として実施できないため減額するものでございます。

次に、農業次世代人材投資事業費405万円の減額は、交付対象者が4経営体5人から2経営体2人に減となったことによる事業費の更正でございます。

それから、その下の複合経営拠点推進基金積立金34万4,000円と新規就農者農地確保等支援事業費5万6,000円も、当初予算で計上していた事業費より不足が見込まれることに伴いまして、それぞれの事業費を更正しようとするものでございます。

次に、集出荷施設用設備導入支援事業費265万7,000円でございますが、これは、先ほど説明しました県の補助事業であるこうち農業確立総合支援事業で不採択となった集出荷施設のミョウガ搬送ラインの蓋掛け装置・段積み装置の導入を市単独で補助しようとするものでございます。

続きまして、22ページの第5目排水機維持費200万円の補正につきましては、排水機維持費更正で桐間第2排水機場の機械設備改修工事費でございます。

次に、第3項水産業費第2目水産業振興費は851万2,000円の補正でございます。その内訳でございますが、水産業振興費更正260万円は、須崎町漁業協同組合の元組合長を原告とする損害賠償請求事件の弁護士委託料、それから重点支援地方交付金事業費（漁業事業持続化事業）591万2,000円につきましては、国の重点支援地方交付金を財源といたしまして、燃油高騰、漁獲量の減少や餌代の高騰などにより経営が厳しい水産業への支援を目的として、漁場料や水揚げに対する交付金でございます。前回の9月補正と今回の12月補正を合計しますと、野見漁協、大谷漁協、高知県漁協深浦支所につきましては漁場料の3分の1、それ以外の漁協等につきましては水揚げ額の1.4%の交付となっております。

説明は以上でございます。

○吉野委員長＝建設課長。

○中川建設課長＝おはようございます。それでは、建設課所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書22ページをお開きください。第8款土木費第1項土木管理費第2目地籍調査事業費2,400万円の減額補正につきましては、地籍調査委託料の入札減等による更正減でございます。

次に、第2項道路橋りょう費第2目道路維持費834万7,000円の補正につきましては、道路維持費更正、草刈等手数料となっております。市道等の維持管理で発生した雑木・雑草の運搬処分費が214万5,000円、市道やすらぎの丘線樹木等伐採業務手数料620万2,000円がその内訳となっております。

次に、23ページの上段、第3目道路新設改良費4,020万2,000円の補正でございますが、須崎総合高校新設道路建設事業費更正4,000万円につきまして、工事に伴い発生する流用土を現在、潮田町の最終処分場に仮置きしてありますが、ほかの工事との兼ね合いで仮置きできる土量が減少したことから、現場内での土運搬が必要になったことによる工事請負費の増額補正となっております。

また、その下の行、須崎総合高校通学路整備推進基金積立金更正20万2,000円につきましては、預金利率の変更によるものとなっております。

次に、第5項都市計画費第2目公園費62万円の補正につきましては、公園維持管理費におきまして、支障木伐採手数料が不足することによる増額更正となっております。

次に、26ページ下の行から27ページにかけてとなりますが、第11款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費第3目過年発生補助災害復旧費184万9,000円の補正でございますが、令和6年に発生した道路災害復旧工事が増額となったためでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝続きまして、住宅・建築課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書22ページをお願いいたします。第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費です。土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業費252万円の更正につきましては、当初予算で1件分の予算を計上しておりましたが、現時点で2件分の相談がございまして、1件分を増額するものとしております。

次に、23ページをお願いいたします。第8款土木費第6項住宅費第1目住宅管理費、市営住宅維持管理費の更正につきまして、東川内第1市営住宅及び第2市営住宅集会所の解体に伴い、東川内第2市営住宅の1室を集会所とするための改修工事費とその他市営住宅修繕工事費などの経費としまして735万3,000円を計上いたしております。

次に、6ページに戻りまして、第2表、繰越明許費補正追加第8款土木費第1項土木管理費、土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業費252万円につきましては、現時点で年度内での事業完了が困難となる1件分を繰り越すものでござ

います。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝おはようございます。

22ページ、農林水産課ですけど、水産業振興費更正260万円は弁護士委託料というようなことで計上されておられますが、今、裁判はいつから、スケジュール的なものをちょっと教えていただきたいと思います。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝今のところの予定ですが、2月に第1回の公判が開始されるといふような見込みでございます。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝これ弁護士委託料、当然260万円今回計上していますが、この内容の中で、勝訴になった場合は相手方が払うとか、その辺のことらもやっぱり、どういいますかね、裁判の中ではこちら側のこととして訴えちゅうわけですよ。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝まず、今の時点では、こちらの裁判費用260万円を支払えということ、まだ盛り込んではいないです。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝だったら、盛り込むべきじゃないです。通常の裁判、その勝訴・敗訴があつて、敗訴したほうがもう明らかに一方的におかしいゆうことやったら、盛り込んでいてないですか、なぜそれ盛り込まないんですか。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝そこについては、一度弁護士のほうと協議をさせていただきたいと思います。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝21ページですけど、これも農林水産課ですけど、こうち農業確立総合支援事業費、これは県単の事業で、これは採択できなかったんで、市単の単費でこの集出荷施設用設備導入支援事業費で計上しているっていうようなことでありましたけど、大変もったいないと思うんですよ。県単で、県が補助金を出してくれるがは無理やったけ市単でどうしてもやらんといかんっていう理由とか緊急性とか、なぜこれ採択にならなかったのかっていうようなことを踏まえてお願いします。

○吉野委員長＝農林水産課長。

○嶋崎農林水産課長＝まず、採択にならなかった理由というのが、今年、県内でこの事業に応募してる事業、応募数が県の予算をかなり超えた額での応募がありまして、審査の結果、選ばれなかったということでございます。

あわせまして、市単で補助しようとする理由ですけども、まず、これ導入しようとする理由が、やはり、その集出荷場の人材不足を解消するために、少しでも作業の省略化を図りたいということで導入したいと、早急に導入したいというJA土佐くろしお側の意向がありまして、今回の市単で補正しようとした額というのは、仮にその県の事業が採択された場合の506万4,000円の内訳というのが、これが2分の1が県の補助金で、残り2分の1が市町の自治体側のになります。ですから、その本来いう、その市町の単独、もともと自治体側で払おうとする分を、今回その単独の補助として出そうというふうな考えでいるところでございます。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝了解しました。そしたら、農協さんの持ち出し自体がちょっと増えるっというような認識ながですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員＝それともう1点、6ページ、これ債務負担行為補正ですけど、降下ばいじん分析業務委託、これ住友大阪セメントさんの関係で、その押岡地区でっていうような話。この結果って、全然議会らはもう知らされてないがですよ。

それと、よく夜になったら皆さん言うんですけど、自分も見えますけど、真っ白いセメントは真っ白い煙を出しゅうと、よく目立つんでしょうかね、そういうことをよく言われたり、西崎町なんかも、やっぱり煙がこう来て、どういいですかね、洗濯に移ったりとかいうたようなこともよく聞く話ですけど、結果っていうものは、今まで何か、ちょっとこの問題があったかっていうこと、分かる範囲で構いません、ありましたでしょうか。

○吉野委員長＝環境未来課長。

○宮本環境未来課長＝降下ばいじんにつきましては、空気中に排出されたすすとか灰で粉じんなどの粒子が重力によって地表に落ちてくるというような形のものでございまして、発生源がその工場であるとか、発電所であるとか、自動車であるとか、船舶であるとか、そういったものになっております。押岡地区と、住友大阪セメントと須崎市の協定で、もうずっと以前から測定して、問題がないかというようなことを継続しているところでございます。この数量については明確なその一律の環境基準の数値っていうのが特にないようでした、ただ、以前よりその須崎市と住友大阪セメントの、自治体によって数値は違うということで、須崎市と住友大阪セメントと押岡地区の中では、毎年測るその平均が5トン毎平方キロメートルで毎月という単位です。先日、三者会といたしますか、地域の方との話の中で、5トンって大きくないですか、基準が5トンです、今回測定結果は、令和5年度が、それが1トンです、令和6年度は0.9トン、令和7年度も今のところ毎月測ってますが、それに近い数値です。

トンっていいますと、割かし多く感じます、これが、地域の方からもそういう御

意見がございました。そのときに私も明確に十分お答えすることできませんでしたが、後に確認しますと、5トン毎平方キロメートルですんで、1キロ平方メートル当たり5トンが基準となっております。ということは、1平方メートル当たりで換算すると100万単位が落ちますので5グラムっていうことになります。1平方メートル当たり5グラム。それが毎月なので、それをさらに30で割ったら1日分が出る。で考えますと、1日に0.033グラム程度、1平方メートルの四角の中でですね、それが今、測定されてると。ここが5グラムになったら基準ちょっと超えていますよというような形になりますので、そういった基準の下でずっと行っておりますし、今のところ、近年ではもう1前後で推移しておりますので、降下ばいじんについては問題ないということで地域の中でも報告させていただいております。

- 西村委員＝了解しました。大丈夫です。
- 吉野委員長＝高橋立一さん。
- 高橋（立）委員＝長寿介護課長の、今ちょっと19ページの特別養護老人ホーム「葉山荘」の負担金についてですけども、ちょっと十分全部聞き取れなかったがです。繰出金の出すことが難しくなったっていうことやったと。もうちょっと詳しくお伺いしたいのと、構成自治体そろって当然支出をするということによろしいのかお伺いいたします。
- 吉野委員長＝長寿介護課長。
- 大崎長寿介護課長＝まず、今まで基金から繰出金を補正みたいな形で出しておりましたが、ここ数年の人件費の高騰とコロナ以降のその入院費、施設に入ってる方の入院期間が長引きまして、使用料、部屋代は入ってくるんですけども、介護保険を使っているサービス料が入ってこなくなったことによる減少が大きくなりまして、去年度の基金、一番多くて、平成23年に6,000万円あった基金が、ここちょっとずつ使う量が増えてきまして、今年度の10月ぐらいに全部底を尽きたという形になってきましたので、そこへ足らない分を補填するという形になっております。来年度につきましてもその分が増えてきますので、須崎市としては増えて、金額が大分大きくという形になって、構成市町につきましても、その施設に入っている入居者の数によって負担金を増やしているというところになります。
- 吉野委員長＝高橋立一さん。
- 高橋（立）委員＝まさしく次年度以降どうやろうというところが非常にあったがですけど、課長おっしゃる答弁で類推していったら、結構これから厳しくなると、余計厳しくなるだろうと思う。何かこう、根本的にまでいかなくても、何かの解決策とか方策とかは考えられることはあるがでしょうか。
- 吉野委員長＝長寿介護課長。
- 大崎長寿介護課長＝構成市町で会をしております課長会とか監事会で、あともう一つ、津野町にある高原荘という施設があります。この高原荘と葉山荘をもう一つに

していこうかという話をしております。

あと、まず、その一つにする前に当たって、高原荘と葉山荘の組合のつくり方がちょっと違うので、そこを一つに、それぞれがおのおのに組合を持ってるので、それを一つの組合にして、そこから最終的に高原荘と葉山荘を一つにして、事務の負担など出てきますので、行く行くは高原荘が新しいので高原荘のほうに移していくという形になるんじゃないかと。

○吉野委員長＝いいですか。

○高橋（立）委員＝はい。

○吉野委員長＝ございませんか。

宮田さん。

○宮田委員＝長寿介護課長にお伺いたします。19ページの高齢者おでかけ応援事業費ですけれども、増額になってますけれども、現在の申請者数、率についてお伺いたします。

○吉野委員長＝長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝11月30日現在の申請者数ですけれども、今年度の対象者が6,496人おまして、申請者が3,066人、申請率が47.19%になっております。そのうちの利用率は43.9%になっております。今後、3月に向けて、だんだん増えてはいくかと思われま。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝いい、せっかく始まった制度ですので、利用者がもっと増えていくように、申請者も増えていくようにしていっていただけたらとお願いしておきます。

○吉野委員長＝宮田さん。

○宮田委員＝住宅・建築課長にお伺いたします。東川内第2市営住宅の集会所がなくなるということで、なくなるというか造り替えるということで、住宅の中に一室を建てる予算を計上されていますけれども、この集会所として、その部屋の広さは十分であるか、どのぐらいの人数が入るのかお伺いたします。

○吉野委員長＝住宅・建築課長。

○山岡住宅・建築課長＝お答えします。解体しようとする集会所の面積というか、あれが65平方メートルと聞いておりますので、今度新しく一室を改修して、部屋をある程度区切りをのけて、その部屋が55.98平方メートルで、以前東川内第1と第2の対象者、今、第1がないので、第2の東川内の市営住宅の方だけの分の集会所になりますので、この広さで十分対応可能ではないかと考えております。

○宮田委員＝分かりました。

○吉野委員長＝いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第115号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号) について

- 吉野委員長＝続きまして、市議案第115号令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

- 高橋市民課長＝市議案第115号令和7年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明をいたします。

議案書29ページ、別冊の令和7年度須崎市補正予算書の33ページを御覧ください。このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ358万7,000円を追加し、総額をそれぞれ28億4,949万4,000円としようとするものでございます。

歳出から御説明いたします。別冊補正予算書の37ページを御覧ください。第5款基金積立金第1項基金積立金第1目基金積立金の198万4,000円の補正につきましては、財政調整基金積立金の更正によるものとなっております。

第7款諸支出金第1項還付金及び還付加算金第2目償還金の87万7,000円につきましては、前年度において超過交付を受けておりました国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金における償還金を、また、第3目特定健康診査等負担金償還金の72万6,000円につきましては、特定健康診査等の負担金における償還金を計上いたしております。

続きまして、歳入について御説明いたします。別冊補正予算書の36ページを御覧ください。第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税第1目一般被保険者国民健康保険税の160万3,000円につきましては、国民健康保険税における一般被保険者の医療給付費現年課税分の更正によるものとなっております。

第4款財産収入第1項財産運用収入第1目基金運用収入の198万4,000円は、国民健康保険財政調整基金積立金に係る利子の収入更正によるものとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第116号 令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第116号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○大崎長寿介護課長＝市議案第116号令和7年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

議案書30ページ、別冊補正予算書38ページからとなります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,079万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億7,784万9,000円としようとするものでございます。

それでは、別冊補正予算書45ページ、歳出を御覧ください。主な金額につきまして御説明させていただきます。第1款総務費187万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修経費の増額補正でございます。

第2款保険給付費2,022万2,000円は、介護報酬改定に伴う増額更正となっております。介護報酬単価が上がり、利用者が支払う金額は増えておりますが、負担限度額は変更になっておりませんので、限度額を超えたサービス料を給付費として利用者に支払う金額が増加をしております。内訳としまして、第1項介護サービス等諸費1,061万8,000円、第2項介護予防サービス等諸費946万7,000円、第4項高額介護サービス等費13万7,000円でございます。

第3款地域支援事業費第1項介護予防・生活支援サービス事業費第1目第1号訪問・通所・生活支援事業費450万円の増額は、先ほどと同じように介護報酬単価

が上がったことによる本年度の実績見込みによる更正でございます。第2目第1号介護予防支援事業費308万1,000円は、人事院勧告の実施に伴い、それに連動する委託人件費でございます。

第2項一般介護予防事業費の増額33万8,000円も人事院勧告に伴う委託先の人件費でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費63万6,000円のうち第7目認知症施策推進事業費61万5,000円は、認知症啓発映画「オレンジ・ランプ」の上映に関する事業で、全額国費でございます。この事業につきましては、1月11日日曜日に13時30分から須崎市立市民文化会館において無料で上映をいたします。39歳で若年性認知症と診断された男性とその家族の物語でございますので、よければおいでいただきたいと思っております。

第4款基金積立金第1項基金積立金14万3,000円の更正は、基金利子の確定に伴うものでございます。

続きまして、42ページをお開きください。歳入につきまして、第3款国庫支出金第1項国庫負担金404万5,000円、第2項国庫補助金331万3,000円。

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金759万8,000円。

第5款県支出金第1項県負担金252万8,000円、第2項県補助金106万3,000円。

第6款財産収入第1項財産運用収入14万3,000円。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金452万6,000円、第2項基金繰入金757万4,000円につきまして、それぞれにつきましては更正による増額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

について

- 吉野委員長＝続きまして、市議案第117号令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

- 大野上下水道課長＝おはようございます。

市議案第117号令和7年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案書31ページ、別冊須崎市水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条、業務の予定量の補正でございますが、業務のうち主な建設改良事業、配水管布設替工事等につきまして、国土交通省から水道施設の整備を促進するに当たり、令和7年度交付金の追加要望が必要となりましたことから、令和8年度に予定していた工事を令和7年度に前倒しとすることで6,950万円を増額し、2億2,220万円とするものでございます。

続きまして、第3条収益的収入の補正でございますが、水道基本料金の減免に伴う更正として、収入の部、第1款事業収益第1項営業収益を4,100万円減額し、4億7,951万5,000円、また、第2項営業外収益を4,100万円増額し、1億844万6,000円、第1款事業収益総額を5億8,806万1,000円とするものでございます。

次に、1枚めくっていただき、2ページを御覧ください。第4条資本的収入及び支出の補正でございますが、先ほど第2条業務の予定量の補正で説明させていただきました前倒し工事に伴いまして、収入の部、第1款資本的収入第1項国庫支出金を1,700万円増額し、1,900万円に、また、第3項企業債を4,300万円増額し、2億520万円に、第4項負担金を100万円増額し、2,680万円とし、第1款資本的収入総額を2億6,500万円とするものであります。

また、支出の部につきましては、第1款資本的支出第1項建設改良費を6,950万円増額し、3億2,820万円とし、第1款資本的支出総額を5億926万4,000円といたしております。

なお、これに伴い、予算第4条本文括弧書きにつきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,426万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,825万2,000円、減債積立金取崩し額2,798万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億8,802万3,000円で補てんするものとするものと改めております。

次に、第5条では、企業債を補正するものでございます。予算第5条に定めた上水道事業債の限度額を4,300万円増額し、総額1億6,890万円とするもの

でございます。

次の3ページを御覧ください。第6条では、他会計からの補助金の補正としまして、予算第9条中「1,970万7,000円」を「6,070万7,000円」に改めるものでございます。

次に、第7条では、債務負担行為について定めております。新年度の4月1日から実施しなければならない業務委託につきましては、新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、調整するため債務負担行為を行う必要がございます。期間は、議決日から令和8年度までとし、事項にございます水道施設運転維持管理及び電気・計装設備点検業務委託につきましては限度額を3,200万円以内、また、水道水質検査業務委託は限度額1,700万円以内といたしております。

なお、4ページ以降には補正予算実施計画等を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝質疑ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第118号 令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第118号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

○大野上下水道課長＝市議案第118号令和7年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案書32ページ、別冊須崎市下水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。第2条収益的収入及び支出の補正でございます。初めに、下段、支出の部につきましては、下水道施設の機械・電気設備の修繕費及び漁業集落排水施設の動力費更正に伴いまして、第1款事業費用第1項営業費用を184万1,000円増額し、

5億110万2,000円とし、第1款事業費用の総額を5億3,352万9,000円とするものでございます。

それに伴いまして、上段、収入の部でございますが、第1款事業収益第1項営業収益を159万1,000円増額し、2億184万8,000円に、第2項営業外収益を25万円増額し、3億7,164万7,000円とし、第1款事業収益を総額5億7,351万5,000円とするものでございます。

次に、第3条資本的支出の補正でございます。企業債償還金の更正に伴いまして、支出の部、第1款資本的支出第2項企業債償還金を228万3,000円増額し、3億4,214万2,000円に、第1款資本的支出の総額を7億3,274万2,000円とするものでございます。

なお、これに伴い、予算第4条本文括弧書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,581万1,000円は、引継金358万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,133万1,000円、減債積立金取崩し額3,438万7,000円、過年度分損益勘定留保資金3,409万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,241万円で補てんするものとするものと改めております。

次に、ページをめくっていただき、2ページを御覧ください。第4条他会計からの補助金でございます。予算第9条中「1億133万5,000円」を「1億158万5,000円」に改めるものでございます。

なお、3ページ以降には補正予算実施計画等を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 市議案第121号 工事請負契約の締結について

○吉野委員長＝続きまして、市議案第121号工事請負契約の締結についてを議題と

いたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道課長。

- 大野上下水道課長＝市議案第121号工事請負契約の締結についてにつきまして御説明を申し上げます。議案書36ページをお開きください。

本契約は、須崎西部ポンプ場電気設備更新工事に係るものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

須崎西部ポンプ場に設置してある電気設備につきましては、昭和48年に設置し、供用開始から52年が経過しており、これまでも定期的な点検や修繕を実施してきたところではあります。設備老朽化が著しいことから、本工事の設備を対象に策定したストックマネジメント計画に基づき電気設備の更新工事を実施するものであります。契約の金額は1億8,808万9,000円、契約の相手方は株式会社四国ポンプセンターでございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 吉野委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

高橋祐平さん。

- 高橋（祐）委員＝大野課長にお伺いいたします。

今、私が持っている資料でございますけれども、平成29年から議決を伴う1億5,000万円以上の入札記録でございます。8件全てが四国ポンプセンターが落札し、また、議決を伴わないポンプ場の工事、例えば、本年も入札結果一覧表によりますと、8月19日の入札も四国ポンプセンターが落札となっております。数多くのポンプメーカーがある中で、十数年間四国ポンプセンターが独占的に落札しておるといふ状況、不思議でたまらないという気持ちでございます。大野課長はどういう認識でしょうか、端的にお答え願います。

- 吉野委員長＝上下水道課長。

- 大野上下水道課長＝今、高橋委員から御案内のとおり、四国ポンプセンターが受注されているという実績がございます。

その中で、今までは指名競争入札等で入札をしてございましたけれども、公平性・透明性の観点から、本年度から制限付き一般競争入札に移行しまして、今、結果がこのような状況でございます。

ポンプ施設というところは、私が感じてるところは、雨が降ったときに排水をして、まちを浸水から守るといふ位置づけでございますので、ある一種、機械設備工事でありますとか電気設備工事でありますとか、そのほかもろもろな一般土木も含めまして、いろいろな方式というのが建設業務の中でございます。その中で今まで私どもは指名競争入札というところで実施をしてまいりましたが、こういう結果と

してそういうところもございましたので、今回は、また入札の方法を変更しましてやってきたというところがございます。

○吉野委員長＝高橋さん。

○高橋（祐）委員＝ポンプ場の工事、先ほどおっしゃったのは、全て四国ポンプセンターが落札、その設計においては、N J Sが落札。N J Sが設計をし、工事を四国ポンプセンターが、そういう流れが確立化してるように見受けられるところがございます。

また、本市は、コンセッション方式において終末処理場などの運営・維持管理を株式会社クリンパートナーズ須崎という会社に長期での委託契約をしておるところでございます。この会社の構成企業の中にはN J S、そして四国ポンプセンターがあり、また、大きな出資比率をしておるところでございます。

よって、N J Sと四国ポンプセンターは関係企業である。N J Sが設計を独占し、四国ポンプセンターが仕事を独占する、その一連の流れに疑問はございませんか、大野課長に端的にお伺いいたします。

○吉野委員長＝上下水道課長。

○大野上下水道課長＝高橋委員からも御案内がありましたとおり、令和2年度から官民連携事業としましてクリンパートナーズ須崎という会社が設立されております。ホームページ等でも公表はされておりますけれども、構成員の中にN J S、四国ポンプセンターということがございますけれども、今回この発注形態に伴います、これは工事に関する測量設計という案件になろうかと思うんですけど、これ委託業務でして、その工事に伴います測量設計を発注するに当たりましては、先日も議員勉強会の中でも私ちょっと御説明さしあげたところですが、まずは工事するに当たって必要なものが、図面とか、あと特記仕様書、それから金抜設計書というところがございます。これらを作成するに当たりましては、入札っていうところで落札した委託業者がその業務をしていただくということになりますので、そこには今御説明しました、その別会社のところの構成に伴うところは、関連性はないと、業務の性質上ないと認識しております。

○吉野委員長＝高橋さん。

○高橋（祐）委員＝今回の議案の工事は電気設備の更新工事でございます。公表単価ではない、多くの見積りでの積算をされておるところでございます。しかし、最低制限価格と同じ額の落札。また、8月19日に入札した議決を伴わない電気設備更新工事においても最低制限価格と同額の落札でございました。大変不思議でならないという思いでございます。今後もこのような流れでいけば、同じようなことが繰り返されるのではないかと大変危惧しておるところでございます。

よって、今回の市議案第121号については、今後の入札方法の検討を要請させていただいた上で、否決をせざるを得ないとの思いでございます。以上です。

○吉野委員長＝ございませんか。

高橋立一さん。

○高橋（立）委員＝先ほど来の質疑の中でも課長のほうから説明いただきました。事前にも時間をいただいて、先ほどのような同様の意見も経緯も話していただいたところでございます。

確かに現状面といいますか、表に出てきている部分、奇異に映ることもあろうかと思いますが、それをもって、法規に逸脱しちゅうであるとか抵触しちゅうってこともないわけですし、そういう意味では、これは否決するに相当かと言われると、そうではないと私は思いますので、私は、この市議案には賛成したいというふうに考えます。

○吉野委員長＝森光さん。

○森光委員＝高橋祐平委員から今、発言がありましたことに若干関連して、副市長にちょっとお伺いしたいと思います。

企業版ふるさと納税に関しましては、落札業者の四国ポンプセンターが多額の寄附をしているとお聞きしておりますが、いつからどれぐらいの額を寄附をいただいているのか。また、その寄附をいただくことによって入札に配慮とかなかったのか、このまず2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○吉野委員長＝副市長。

○梅原副市長＝現在、企業版ふるさと納税の四国ポンプセンターからの寄附額につきましては、ちょっと詳細承知しておりませんので、この後、企画情報課のほうにちょっと情報を取ってからお答えさせていただきたいと思います。

○森光委員＝ほんなら後ほど……。

〔「休憩するか」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝ちょうど1時間になりますので、休憩いたします。

**午前10時59分 休憩**

**午前11時08分 再開**

○吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

森光さん。

○森光委員＝先ほど高橋委員のほうから言われましたように、四国ポンプセンターが本市のポンプ場の工事について、独占的に落札していること、コンサルタントを四国ポンプセンターが関連企業であり、ポンプ場の設計及び工事を独占していること、今回の議案含め、今年2度最低限度額同額で落札しているという事実をちょっと踏まえまして、執行部に公正公平な入札に対して考えをしていただきたいと思いますという思いもございまして、今回のこの議案に対して、否決の意思を申し上げたいと思

ます。以上です。

○吉野委員長＝副市長。

○梅原副市長＝ちょっと構いませんか、私のほうから発言させていただいて。

〔「まだ質問するで。今から質問するけどかまん」と呼ぶ者あり〕

○梅原副市長＝質問ありますか。

〔「いっぱいある」と呼ぶ者あり〕

○梅原副市長＝じゃあ、後でいいです。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝まず、去年の12月議会及び今年の3月議会、かなり今後の、四国ポンプセンターばかりが落札というようなことで、今後どういうふうに入札していくかっていうようなことで、長時間委員会で議論をした経過がございます。その3月議会の中で、やはり今回は、機械じゃなく電気の更新です。電気の更新といえば、新たにつくるっていうようなことでございますので、1点、それとまた別に、電気は、電気業者は須崎市にもおります。そして、須崎市の市内業者で、7社で指名入札をしているっていうような経過もございます。

まず、その地元の企業が元請じゃなくても一定入れないかっていうようなことも私はお願い、お願いというか、どうですかと言っていったつもりもございますが、今回このような結果になりました。地元の業者が入札に入ることによって、地元企業の育成であったり地元企業の存続、そして、ひいては雇用、また、経済的なものに関してもかなり寄与していくのではないかとも思います。

やはり、市会議員として、地元ができることは、できるだけ地元にとっていうような思いも強くございます。電気業者のこの須崎支部の方々は、毎年市長やまた議長のところ仕事も少ない、できる限り須崎市で出たときは地元業者をお願いしますという要望書も毎年出ております。そういったことを鑑みて3月議会言わせていただいたつもりでございますが、今回はそうはなってなかったです。それに関して、何かございませんでしょうか。

○吉野委員長＝上下水道課長。

○大野上下水道課長＝西村委員が今、御説明したとおり、12月議会の産業厚生委員会から始まりまして、3月の同じ産業厚生委員会でも御議論いただきました。

そのときに、私どももずっとこれはその議論の中でもお話をしているところですけども、ポンプ場、特に電気は電気ということでお伺いもしているところなんですけれども、先ほども前の御説明でしましたとおり、ポンプ場というのは、あくまで機械設備を動かす電気設備というところがございまして、その中でも、当然電気なんです、電気工事の種別にはなろうかとは思いますが、そこは、どのような方法をすれば将来的に長期的に安定したポンプ設備の在り方といいますか、そういうものが担保できるのかということ非常に考えているところでございまして、今回は制

限付きの一般競争入札という方法をさせていただいたところなんですけども、西村委員御指摘のとおり、これ制限っていうところが一つのちょっと御納得いただけないところかもしれませんけれども、電気の点数800点要るところと、もう一つは、制限っていうのはポンプ場の実績というところもございました。

一応想定では、県内の本社もしくは須崎市に営業所等があるところというところで想定をしております、その中にはコリンズの中での判断にはなりますけれども、須崎市には数社の応札できる場所があったと思います。ただ、ここにつきましては、ポンプの実績というものは申請する、向こうさんから申請するところでございますので、結果として、市内の業者は応札はゼロであったというところでございます。

そこは前からずっと申し上げてまして、そこにちょっとどうしてもなかなか市内の業者っていうところの担保、実績等どのように確保していくのかっていうところをちょっと今、考えるところでございまして、入札の方法につきましては、今は、その総務課のほうで一元的に管理をしておりますので、私ども、またその方法につきましては、今後検討していきたいというふうには考えております。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝その点で、その答弁に対して、何問か質問があります。

まず、地元業者でも何社か、四電工だと思います、想定している会社は。それも40年ぐらい前にポンプの実績があるっていうようなことでやったと思います。

それはさておき、この地元の業者に聞いてみました。今回のこの入札について、どうですか言ったら、やっぱり須崎市は、地元業者に対して、ポンプは制限付きと申しましたけども、その制限をかけられて、実績を言われて、その高いハードルをかけられている、その土俵に乗れない、いつまでたっても実績ができないっていうようなことを強く言われてました。

そうすると、もう1点の制限です。今、僕も想定してました800点というようなことで、四国ポンプセンターが848点です。地元のハシダ電業さんなんか837点ですか、ほとんど変わらないんですよ。高知市の入札記録、まず取ってきました。1億円以上、失礼な言い方ですけど、制限付きのその制限は、今公開条例で向こうに出すようにしてますんで2週間ほどかかります、明確なことは言えませんが。

ただ、1億円以上の入札に、電気工事のポンプ場の入札に、この四国ポンプセンターは土俵に立ってないんですよ。恐らく900点だったと思います。900点でも高知市内には18業者おります、市内の業者。一定四国ポンプセンターに関しては壁を落として、地元の業者に関しては壁を高くする、そういうことが私は見受けられます。何か変な力がつくのは、ついていないかとも思うわけで、それはまたさておき、その辺について、大野課長どうでしょうか。答えれるやったら、答えれん

かったら次の質問に参りますけど。

○吉野委員長＝上下水道課長。

○大野上下水道課長＝先ほど西村委員が御説明されたとおり、点数であるとか制限に、私もその制限のことについては調べたところでございますけれども、御存じかもしれませんけど、高知市のほうは規模等も全然違いますし、簡単比較にはならないかもしれませんけれども、成績評価の制度があったりですね、いろいろあります。ほかの自治体なんかにも私どもも聞き取り等もしましたけれども、入札の方式につきましては、指名競争入札であったり、日本下水道事業団に委託したり、まちまちの対応にはなっておりました。

この細かなところのこの点数であるとか制限の実績の在り方っていうものは、私どもはできるだけ技術的なところ、何回も申して申し訳ないんですけれども、ポンプ場の在り方っていうところから、どうしてもそこら辺はもう細かなところまで対応できてるかどうかっていうのは若干、今、お話聞いたところで考えるところはありますが、取りあえずは、今回はそのような方式でさせていただいたというところでございます。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝それ今回はって、ですけど、今、高橋委員言われて、十数年来って言いましてけど、僕市会議員になって24年です。吉野委員長らもそうやと思いますけど、もう全て四国ポンプセンターって記憶はしております。

やはり、これって普通の考えじゃなかなか考えれん。その都度、多分1回、2回に言ったことじゃないです、何十回も、何でこういうふうになるんですか、この企業だけですかっていうようなこともずっと言うてまいりました。検討はなかなか、そのときには検討するって言うた、結局検討になってないです。

副市長にも言いました、平井元副市長さんなんかは、もうこれやっぱりちょっと問題があるねっていうことで、次年度から考えろって、ただ足かけ2年で皆さんどんどん副市長替わっていきますんで、実際は、全然改善がされないまま今まで来たっていうような流れでございます。

やはり、地元の業者に、戻りますけど、実績っていうか、地元がやっぱり、出せるものは地元でっていうことで、JVでも大きな頭がおるわけでございますんで、自分は今回のこの工事に関しても、やはり、この800点っていうラインを下げるのではなく、逆に、通常の900点ぐらいの形にして、市にいっぱいおりますんで、専門的な業者で、それで地元の業者もJVっていうような形が一番高知市方式みたいなんが理想じゃなかったかなって思って、悔やまれません。それはそういう思いでございます。

次の質問に行きます。クリンパートナーズ須崎、これは令和2年4月1日に19年と5か月、19年半の長期契約で26億9,800万円でコンセッション方式、

須崎市に施設の所有権を残したまま施設の運営を民間事業者に委ねる方式でございますが、そこでクリンパートナーズ須崎が落札をしました。その当時の議論は、市議会の中でも水道行政であるとか上下水道、また上水道、下水場、それはやっぱり責任を持って須崎市がやらなければならないとかいうような意見で分かれて、賛成多数で今回、今回というかその当時、コンセッションで認めた経過があったかと思えます。

しかしながら、その構成メンバーを見てみますと、N J S、四国ポンプセンター、カナデビア中四国サービス、民間資金等活用事業推進機構、四国銀行。そこで出資比率ですよね、N J Sが54%、四国ポンプセンター34%、この2つで88%です。四国銀行とかはもう3%、3%で、ほとんどこの2つの業者がやられているんですよ。コンセッション方式の中で、まず、対象施設といたしまして汚水管きよ、終末処理場、雨水ポンプ場とかでありますけど、3番で雨水ポンプ場、5排水機場の維持管理・運営をこの2つがやっております。

そういうことを背景に今回のこの西部のポンプ場も維持管理・運営をやられゆと思えますけど、そこじゃないといかんという配慮っていうことをやっぱり切って考えるべきだと思う、それがひょっとあったんじゃないでしょうか。どのような見解をされておられますでしょうか。それは、副市長でもどちらでも構いませんけど。

○吉野委員長＝副市長。

○梅原副市長＝先ほどのC P Sの構成の部分と、ここが26億円、19年半の包括委託を受けてるところについて、配慮したんじゃないかという御指摘だったと思えますけども、それについては、ここのいわゆるベンダーロッキングでありますとか、例えば、クリーンセンターがずっと委託行政でありますとか、そういったところとは関係なくして、発注できる、外へ発注できるものは発注していこうということでやってきましたので、あえて配慮をして、ここが取れるような、何かそういう恣意的なことをしたということはないというふうに考えております。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝ですけども、N J Sはこのポンプ関係、もう全て取ってですね、四国ポンプセンターが全ての工事をする。これって普通では考えられないと思えますよ。例えば、N J Sがこれほど取っていたら、ちょっとそれを、なぜこう取るのかっていう調査もやっぱりしなければならないと思えます。四国ポンプセンターについてもしかりです。もう随分前からこう言って、その改善が全然見られてないっていうような思いがしております。

少し休憩をお願いします。

○吉野委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時27分 再開

○吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

西村さん。

○西村委員＝これまでの委員会のその質疑等々で、先ほど来申しましたけど、こういう流れになって四国ポンプセンターが独占的に取るっていうようなことでいったら、技術力が確かにその職員さんになんかいないっていうような答弁もうんとあったわけでございます。技術力がないんで、コンサルさんとか積算とかもひょっといろんな意見を聞きゆうかもしれんねっていうような話も、それね、正直なところやと思う。それはね、私、悪いとも全然思いません。ただ、今の職員さんは、この四国ポンプセンターしか取ってないんで、このメーカーしか知らないわけですよ。コンサルに聞くにもNJSしか知らないんですよ。ほんで、あくまでもそういう流れの中で、自然の流れの中でこういう流れがやっぱりできてきたのではないかと危惧するところでもございます。

今後のことについてです。昨日執行部からもちょっと連絡がありまして、うれしい話やったです。今後は、西村さん、こういうふうには地元でできるだけやる。本当にちょっとどうなるか、真剣に見直すきってっていうような話もありました。本当にうれしかったけど、何で今までやってくれなかったかっていうような悔しい思いもしたところがございます。

見積りについても話ししました。見積りっていったら、やはり見積依頼書をかけて、当然全部取らんといかんですけど、それを1件1件見積りを取ったら、見積りをするに当たり見積提出代みたいなことを取られて、少し高くなるっていうようなことも言われました。ただけどね、これは100万円、200万円の工事じゃないですんで、見積りっていうことは、きれいな形でやっぱり、それも今後取らんと、それはね、今後のことについて、要請をしているところがございます。

私は、やっぱり市議員でございます。議会は二元代表制の一脚でございますんで、市民が見て、当たり前にはなかなか考えにくいところは是正を求めるのがやっぱり市議員でございますので、当然執行部との今までの信頼関係も大事でございますが、今回もろもろのことを加味して、否決したくないですけど、悲しいですけど、改善していただいたら本当にありがたかったんですけど、もう否決せざるを得ん。

ゆえに、今回否決して、この後、副市長から交付金の補助金の話があるかと思いますが、やり替えが私は可能と思います。設計ができておりますので、地元を入れて、こういう点数で再度やって、3月議会に繰越明許で繰り越しして、次年度いっばいってことは可能だと思いますんで、今回は、本当に申し訳ないですけど、今

後のやっぱり入札方法を変える、改善するっていうような思いで、悔しいですが、否決というような意思を伝えさせていただきます。

○吉野委員長＝副市長。

○梅原副市長＝だんだんに否決という御意見もいただいておりますので、少しだけ執行部としても御説明もさせていただければなというふうに思っております。

先ほど西村委員からもありました交付金、補助金の部分とかにつきましては、数字的なことは総務課、それから上下水道課長のほうから申し述べますが、基本的には、今回この入札の在り方について非常に疑問を呈されている、呈していただいていると思っております。ただ、その前段階になりますけども、この契約に関しては、今現在仮契約なんですけども、これまでもありましたように、県内一次代理店を指名競争入札でやってきておまして、それをこの議会の場で御指摘をいただいて、この令和7年度から農林水産課も上下水道課も改めようということで、そこで、一般競争入札に付する話になった上で、最後、最終的にはやはり制限っていうものがついてしまいました。

これについては、どうしてもその機械を動かす電気という部分でどうなんだっていう議論が非常に庁内でもございまして、そこについては、やっぱり我々としてはどうしてもその安全性も含めてですね、よう配慮しなかったのは、それは事実なので、そこに制限付きが入って、800点っていう一定品質が確保できる数字っていうのを入れてきたところでございますが、ただ、そのもともとの代理店だけありますとか、落札価格が高止まりでありますとかいう部分につきましては、今回競争性を高めたことによりまして、最低制限価格ということですけども、ここで落札となったことにつきましては最大限、行政としては経費が削減されたわけありますので、この入札という制度の中の性質としては、我々としては、非常に適当な金額でやっていただいたんだなというふうには思っております。ただ、それがずっと四国ポンプセンターがどうなのかっていう話と、もう一つが地元を参入させなさいっていう話でございますので、この部分を今後どうするかっていう話と今回の契約については何ら問題がなかったというふうには思っておりますので、そのところをぜひ考えていただけたらなというふうに思います。

なお、その続いていることについて、不思議はないのかという話がございますけども、こればかりは指名であれ、私たちは入札にかけてきたわけですので、これが事実として、結果として残っている以上は、おかしいとかおかしいではなくて、結果がこうなったというふうな捉まえ方でございます。

その上で、やはり、じゃあ過去からいろんな事業者からおかしいんじゃないかという御指摘があったり、積算について問題があるっていう御指摘があったりしたこともございませんので、やはり今回の入札そのものについては、特に我々としては問題がなかったであろうというふうには考えております。そこについての部分と業

者を入れるべきという委員の御指摘の部分については、またこちらでもう一回検討もさせていただいて、本当に市内事業者が参画できる、そういう環境になれば一番いいなというふうには思ってます。

それと、ぜひお願いしたいのが、やはり工期、それから今後の交付金の見込みの問題とか、ここで補助金とかを未執行でいきますと、来年度以降の配分について、採択についてどのような影響があるのかっていうところが非常に不透明でありますし、起債についてもそうなんですけども、この割愛ということで、これについては、そもそもシーリングがかかって相当削られているという中で、再度ここを未執行ということにしてしまいますと、県の配分がどれぐらい影響があるか、このようなどころも非常に考えられるところもございまして、これはもうあくまでも執行部側のそれは都合じゃないかという御指摘にもなるかもしれませんけども、そういうところもございまして、最終的な御決定をいただくときにはぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

それと、この事業に関するところの金額の部分については、少し、上下水道課長のほうから。

- 大野上下水道課長＝先ほど副市長がおっしゃられたことの具体的なことに関してですけども、交付決定を令和6年と令和7年にいただいてまして、総額で6億8,000万円強というところがございます。今、昨年度も議決をいただきました西部ポンプ場の着手時に2億円、それから、またお話にもございましたけれども、西部ポンプ場その2ということで3,500万円弱。そして、今回その西部ポンプ場その3ということで1億9,000万円弱ということで交付決定はいただいてまして、順次整理をしているところがございますけれども、この後また自家発電設備も7,000万円程度で予定しておりますけれども、今のところ、それを含めまして総額5億円程度のところで完了するところがございますけれども、先ほど副市長も御説明さしあげたところがございますが、私どもは、この今回の議案の西部ポンプ場その3というところのタイムスケジュールの御説明になりますが、採決いただけるのであれば、本契約を12月か1月にしまして、これ工場製作といいまして、非常に長い、今ちょっとメーカーから製品を、いろんな製品が、機器があるんですけども、それをまず発注をかけてからやるということで、工場製作が1月着手で11月完了ということをご予定してます、これが11か月でございます。

それから、それができずと現地移設工事ということでございまして、12月着手で来年度末の3月完了ということになりまして、これが4か月ということでございまして、これで15か月という工期を予定しておりますので、否決されますと、これが当然のことながら発注ができないというような状況になりまして、工期内の完成ができないということになります。そうなりますと、先ほども説明もあったところでございますけど、交付金等の返還など、想定外の事業の発生の可能性がござ

います。また、そうなりますと、今後の交付金がつかなくなる可能性も高くなってきまして、それによりまして、事業の進捗が遅れますことによる雨水対策にも直接的に影響が出てくるのではというところを懸念しておるところです。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝それは議員に対して脅しですよ。議員がこうやって言ってるけど、入札方針を考えてくれてなかったんで、それでぎりぎりでも遅れる可能性がある、補助金返還とか、それはおかしい話ですよ。

やり替えの入札はすぐできる、やろうと思ったらできるはずですよ。それ、大野課長ちょっとね、事前の場で質問させていただきます。高橋祐平さんに言うて、今までは指名入札でやって、一般入札でやったって言われてましたけど、令和2年、これ令和2年2月7日ですんで、平成31年度と思います。里見課長が課長のときに、やはり、もう四国ポンプセンターばかりでおかしいって、更新事業で一般競争入札でやらないかっていうことで高知市にも見に行ってもらえたがですよ。そのときにメーカーも入れたんですよ。メーカーも入れてやって落札率、メーカーと代理店も入れたんで、結局四国ポンプセンターが取りましたけど、かなりのこの89%ぐらいまで一回落ちたことがあります。

その後で、今度は一般入札でやりますということで、一般入札で何とか。大野課長、その一般という言葉がくせ者なんですよ。制限付きをして、制限付きをやって600ミリのポンプを据えなさいと、600ミリは荏原製作所しかない、四国ポンプセンターしか取れないことでやってるんですよ。それが一般入札でやって、落札率が98%、落ちなかったんで、結局指名入札に戻しました、その道理が全然ありません。やはり、そういうところで力が働いていたと私はね、もう疑いをうんと増すわけでございます。

先ほどの副市長の答弁でも、一次代理店、一次代理店って言いますけど、高知市内では一次代理店とメーカーのJVですよ、メーカーでやられたやつです。きれいにやるんだったら、メーカー一次代理店って、それも一つの検討ですよ。それで、逆に、落札価格じゃないですけど、予定価格公表もいいと思いますよ、平等性を担保する意味でやったらですよ。あらゆることに期待して、今回それやるやったら、手前にもっと話をしちよきたかった。

否決したくないですよ、工期的なことと言われるがやったら。けども、それはもう今回は、これ布石打たんと、いつまでたってももう直らないというような思いです。今回慌てて、ほんで否決になるかもしれんっていうことで、慌てていろんなことやられてましたけど、やっぱり信頼関係ですんで、今後も今言うたようなことも含めて、公正・公平な入札に期していただきたいと願っております。

質問じゃないです。

○吉野委員長＝森田さん。

- 森田副委員長＝3人の委員からこの予算案に反対の意見が述べられたわけですが、私も同じような意見で、反対の意思を表しておきます。

それとは別ですが、西村委員もちょっと今言いましたが、この工事請負契約の締結について、執行部より委員に個別に電話があったようです、全員じゃなかったかも分かりませんが。具体的に言やあ、この予算に反対しないでほしいというような旨の要請だったように私は受け取ったわけです。

議員とはやっぱりこのチェックする機能が働かなくなったら、これ議員というのは、もう本当に必要はないと、執行部が勝手にやりやと、そういう議会にしちやいかんという思いで、こういった行為は慎むように要請をしておきたいと思います。

〔「ちょっと休憩いただいて」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝暫時の間、休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時50分 再開

- 吉野委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「取りあえずあるかないか」「替わって」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝副委員長と交代します。

- 森田副委員長＝吉野さん。

- 吉野委員長＝やっぱりこの西村委員言われたように、どう言ったらいいですかね、須崎市が荏原ばかりなんです。西村委員ともお話ししたんですけど、やっぱり日立とか三菱とか、いろいろなメーカーを入れときゃこんなことにならんですがですけど、結局もう何か新しいポンプを入れるとなったら、口径から決めていって、自然と荏原に流れてくるような形に形ができてるんじゃないかとね、私はそういうふうな感じしてるんですけど。そやけこんな金額で入札ね、四国ポンプセンターばかりがすごい金額で、どんぴしゃな金額で入札で落とすというような事態が発生したなという、これ以外にちょっと考えにくいんですけどね。

- 森田副委員長＝上下水道課長。

- 大野上下水道課長＝これは今、西村委員からも、メーカーっていう話があったと思うんですけど、当然メーカーっていうのは数社、日立だったりとか、荏原だったりとか、三菱であったり、まちまちのポンプメーカーいろいろあります。あるんですけど、いわゆるこれは、ほかの機械でいうたらエンジンメーカーとかもですよ、ポンプ場には原動機っていうのがあって、ヤンマーとか、ダイハツとか、もろもろの原動機があるんですけども、そもそもそのメーカーというのは当然代理店制度を取っておりまして、なぜ代理店制度を取っているのかっていういいましたら、メーカーが全国区なんですけど、全てメーカーの職員が各自治体へ向かって施行部隊を配

置していく、当然これは経費の関係もありますし、会社経営の方針から、そんなことはできないということで代理店制度があるんだろうというところを思っています。

ほんで、須崎市内のポンプ場も昭和50年前後にたくさんできまして、それ以前のところもありますけれども、初めは、当然のことながら、例に例えまして、公共のポンプ場いいまして、大間に大きなポンプ場があつて、処理場の横なんですけど、そこなんか初めは建築JVで施工されてます、大豊建設いうところと矢野建設と須崎建工と。昔は建築と機械、電気、土木、これポンプ場新規で建てるときには、この4工種は全部一緒になるんですけど、昔は分離発注をしてなかった時代がございまして、なぜ分離発注をする時代になったかという、建築一式で出して、全て機械とか電気とか土木とかをやると、どうしても下請という位置づけになって、なかなかそこに経費、下請になられた業者の経費を確保するためには、なかなか分離発注ということで国のほうが決めまして、それから分離発注になってます。

昔は、よくあつたのは、メーカーが来ても、今御説明したとおり、建築の中の電気設備であれば下請、地元の下請を使うとか、そんな時代もございました。けれども、もう今は分離発注になったので、機械は機械、電気は電気発注、土木は土木っていうことになって、建築も一式で、これがポンプ場の全ての工事になります。ほんで、今、新規でやるときには、うちなんかもそうなんですけど、ノウハウがないので、外郭団体の日本下水道事業団っていうところへ委託で全て出していました、入札から工事監督まで。

ほんで、できた後、今、時代は変わりました、維持管理の時代になりまして、これは橋の橋梁の架け替えの話とも一緒になるんですけど、今はもう耐用年数50年以上で橋なんか、昔は造って、50年たったら全部ぶっ壊して、また造り直したらええっていう時代やったんですけども、それは物理的には不可能になったので、修繕をしていこうというところになりました。ほんで、ポンプ場の機械点検も、コンクリートは耐用年数50年なんですけれども、機械、電気というのは大体25年程度が耐用年数でございまして、それがどんどん老朽化することによって不具合が生じて、改築更新をしなければならないと。

そのときに、当初造ったときには、事業団なんか頼んだ、いわゆる設計、当初、図面とかは全てこっちが発注者なので、著作権が全部こっちに来ます。改築更新になりますと、その持つてくる図面図書らを参考にして改築更新をするので、そこについては、またメーカーに発注するのではなくて、もう著作権がある、その図面もあるし、全ての特記仕様書等も、もう当初造ったときにありますので、これは経済効果も含めて、県内の一次代理店に発注しても技術的担保が確保できるということで、代理店へっていうのが流れだと思えます。

だから、さっき西村委員も言われて、平成30年ですね、里見課長がやったときに、確かにあのメーカーでやったんですけども、あのときは機械と電気一緒にセ

ットで出していました、電気だけじゃなく。ほんで、またそれが先祖返りといいますか、また新規にポンプ場造るときみたいに、またメーカー発注すると、理論上で言えば、恐らく職員の配置とかなんとかいうことで、経費は恐らくメーカーへ発注することは高くなると思われま。

だから、県内の経済効果も含めて、代理店に改築更新を発注すると、それが指名競争入札での今までの経過で発注してきたというような状況でございます。

○森田副委員長＝委員長を元に戻します。

○吉野委員長＝西村さん。

○西村委員＝今ね、大野課長ね、大間違い。本当にメーカーに出したら高くなりますか、高くなりませんよ。メーカーで、いうたら、このときもメーカーでたたき合いしちゅうに89%、全然その議論が一次代理店、安いから一次代理店のあの四国ポンプセンターで、そこら辺が僕、間違うちゅうと思うがですよ。全然安くなると関係ないです。それぞれやっぱり代理店はあるかもしれんけど、一次代理店だけの入札いうことが、それも可能でしょう、可能やけど、それで弊害が出ちゃったら、それもやり替えるべきやないでしょうか。

高知市の今年の分らあも、下知ポンプ場、これは取ってきました鶴見製作所、紀和、これもメーカーと代理店です。ほんで、次に、電気工事は工種を相互特定、これは多分電機メーカーやと思います、ポンプメーカー入ってないです。ほんで、下知ポンプ場の、これは扶桑電気工業・紀和工業やき、扶桑の代理店が紀和か、鶴見の代理店が紀和かは分らないですけど、紀和工業っていう、大きい多分代理店があるんやないかなと思って、これメーカーとジョイントでずっとやりゆうっていうようなことで、やっぱり、ほんでもう一つは、この鏡川第2取水所、東芝・山下電機、これ電気ですね、企業体で取られてます。やっぱり、ほとんどばらばらなんですよ、これが。人が見ても、何かそれは、公平と言ったら、公正と言ったらちょっと言葉はおかしいかもしれませんが、そういうふうに捉えられます。

いろいろね、大野課長、やっぱり技術の方やき、言われて、よう知っちゅうと思いますけど、僕ね、総合評価、それ、やられゆところもありますよ、総合評価。例えば、ポンプ機械で取っても、生コンとかどうこう、それは地元でちょっとでも出してくれとか、総合評価の検討いうのも一つ必要かもしれませんが、それはまた一定メリット・デメリットがあるんで、まだ時期尚早やないかなと、自分はそれは考えてますんで、入札制度のこの在り方を、もうずっと同じ一次代理店が取るんやったら、メーカーに一回替えてみたらどうですかっていうぐらいのもんですんで、その辺、また検討よろしく願いいたします。

○吉野委員長＝ございませんか。

〔「暫時休憩を」と呼ぶ者あり〕

○吉野委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時04分 再開

- 吉野委員長＝それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
12時、定刻が来ましたが、どうしましょう。休憩するか、このまま。  
〔「もうええ」と呼ぶ者あり〕
- 吉野委員長＝そしたら、市議案第121号を採決いたしたいと思いますが、構いませんか。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 吉野委員長＝異議がありますので、挙手により採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
〔賛成者挙手〕
- 吉野委員長＝挙手少数であり、よって、本案は、否決すべきものと決しました。

---

その他

- 吉野委員長＝それでは、続きまして、その他の件に移ります。  
〔「管内視察は構いません。考えていただけるっていう、ちょっと状況を見させてもらってもうありません」と呼ぶ者あり〕
- 吉野委員長＝それでは、例年1月に行っております管内視察の件についてですけど、今年は何を視察しましょうか。  
〔「ポンプ場行こうや」と呼ぶ者あり〕
- 吉野委員長＝ポンプ場という御意見が出ていますけど、ほかに。  
〔「終末処理場」と呼ぶ者あり〕
- 吉野委員長＝事務局長。
- 久万事務局長＝事務局から、執行部内とちょっと協議させていただいて、案としては、須崎総合高校の通学路と、あとクリーンセンターですね、クリーンセンターの施設の機械入替えが完了しておるということで、稼働状況を確認してはいかがかいうことで、担当課長には内諾はいただいております。  
〔「決めとるなら、そっちでかまんで」と呼ぶ者あり〕
- 吉野委員長＝じゃあ、委員長、副委員長に……。  
〔「はい、一任します」と呼ぶ者あり〕
- 吉野委員長＝一任で。

日にちはどんなに。

〔「またちょっと案を出してきてもうて、またこれからの最終日とか、また会う機会もあると思いますんで」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝分かりました。そしたら、場所と日にちは、委員長、副委員長に一任ということで。1月の都合の悪い、この日はどうして駄目やというようなのを分かってる人がおられたら。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝はい。ちょっとこの辺は、また話をさせていただきます。

- 吉野委員長＝いいですか、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 吉野委員長＝それでは、これで産業厚生委員会を散会します。

\*~~~~~\*

○午後 0時08分 散会